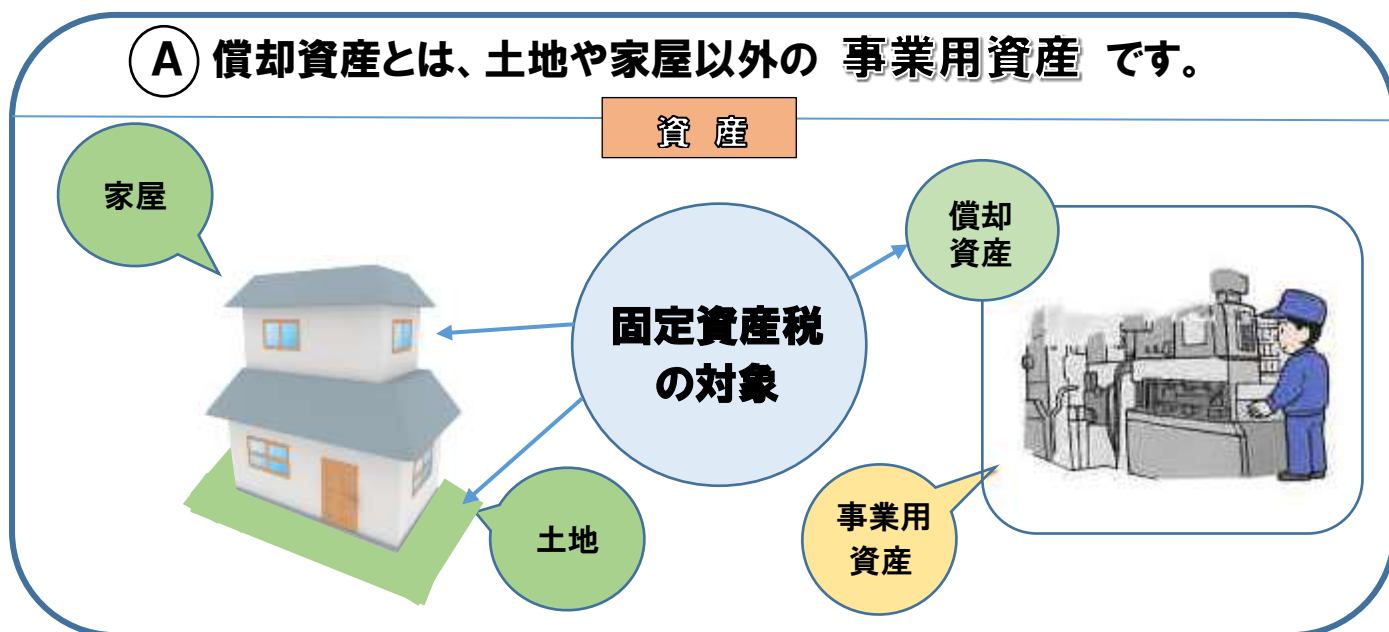


# 償却資産(固定資産税)を ご存知ですか？

## Q1 償却資産って何ですか？

① 償却資産とは、土地や家屋以外の **事業用資産** です。



## Q2 償却資産の対象になるものは何ですか？

① 1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している  
構築物、機械、器具、備品などの資産です。

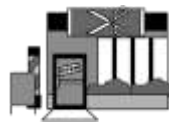
### 償却資産の対象となるもの(例)

#### 飲食店



- ・厨房設備
- ・レジスター
- ・カラオケセット
- ・冷蔵庫 など

#### 理容業 ・ 美容業



- ・理・美容椅子
- ・洗面設備
- ・タオル蒸し器
- ・サインポール など

#### 工場



- ・受変電設備
- ・ボール盤
- ・洗浄給水装置
- ・構内舗装 など

#### 医院



- ・ベッド
- ・手術台
- ・X線装置
- ・調剤機器 など

### Q3 申告はどのようにすればよいのですか？

- ① 様式が定められていますので、岡谷市の税務課にお問い合わせ  
せて申告書を取り寄せ、1月31日までに申告してください。

※償却資産の所有者には、法令により申告する **義務** があります！

※未申告には過料が科せられます。虚偽申告には懲役又は罰金が科せられます。

### Q4 具体的な評価額の計算はどのようにするのですか？

- ① 以下のような計算を行います。

1. R3年5月に冷蔵庫(耐用年数13年)を500,000円で取得した場合(前年中取得の場合)

取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率※ = 評価額

500,000円 × 0.919 = 459,500円

(R4年の  
申告額)

2. R2年5月に厨房設備(耐用年数13年)を2,000,000円で取得した場合(前年前取得の場合)

取得価額 (2,000,000円) × 減価残存率※ (0.919) = 評価額 (1,838,000円)

(R3年の  
申告額)

前年度の評価額 × 前年前取得のものの減価残存率※ = 評価額

1,838,000円 × 0.838 = 1,540,244円

(R4年の  
申告額)

※減価残存率は耐用年数、取得時期によって異なります。

### Q5 税額はどのように計算されますか？

- ① 償却資産(固定資産税)の税額は次のように求めます。

税額 (100円未満切り捨て) = 課税標準額※ (1,000円未満切り捨て) × 税率

※課税標準額とは、Q4の評価額のことです(特例が適用される場合があります)

〔減価残存率表〕

耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの
...	...	...
12	0.912	0.825
13	0.919	0.838
14	0.924	0.848
...	...	...

お問い合わせ先

岡谷市役所 税務課 資産税

TEL 0266-23-4811(内 1132)

FAX 0266-22-4146